

産業廃棄物税の在り方について

導入の経緯等

- 産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、産業廃棄物の 3 R（発生抑制 Reduce、再使用 Reuse、再生利用 Recycle）等を推進するための経済的支援策と経済的負担措置を組み合わせた「経済的手法」を導入することにより、循環を基調とする社会経済システムの構築を目指し、宮城県が独自に課税する法定外目的税として平成 17 年 4 月 1 日に導入した。
- 導入後、5 年の時限措置とし、その間に制度の施行状況や社会情勢の推移などを勘案して必要な見直しを行い、課税期間を延長しており、現在の課税期間は令和 7 年 3 月 31 日までとなっている。
- 今回も過去 5 年間の状況を踏まえて、産廃税の今後の在り方について検討を行うこととした。
- なお、産廃税は、令和 6 年 4 月現在で、27 道府県 1 政令市で導入されており、東北地方では 6 県全てで導入されている。

1 税収額等の推移

税収は産廃税導入後 3 億円台で推移していたが、震災後は 3 億円台後半から 4 億円台で推移し、令和 5 年度決算額は約 4 億 4 千万円であった。

基金残高は、震災の復旧復興工事等によるがれき類の排出増などの影響で税収が増加したことにより、平成 28 年度末時点で、約 1 億 7 千万円まで増加したが、一時的に産廃税充当事業への充当額を増加させたことで、令和 5 年度末時点で約 7 億 9 千万円となっている。

2 産廃税充当事業の概要と効果

産廃税は条例に基づき、徴収に要する費用を除いた額を「産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業」、「産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業」に充てることとしている。

（1）産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業

- ・ 事業者支援としては、環境産業コーディネーターを県内企業等に派遣し、個別企業の支援活動を行ったほか、地域や業種ごとの 3 R 推進のための企業連携（エコフォーラム）の活動支援、産業廃棄物の 3 R 等を推進するための設備機器の整備に対する補助等を行った。また、試験研究事業としては、産業廃棄物の 3 R に繋がる技術や製品の開発等に取り組む事業者への補助を行うとともに、県公設試験研究機関においてメタン発酵消化液の作物栽培への利用などの研究開発を行った。これらの取組の効果指標とした「産業廃棄物の排出量、リサイクル率及び最終処分率」は、産廃税導入以降、総じて改善の傾向にあり、一定の効果が表れていると考えられる。
- ・ 普及啓発・環境教育事業は、廃棄物の 3 R や食品ロス削減を呼び掛けるテレビやラジオ CM 放送、小学生向けの環境教育教材の配布、高校生が取り組む 3 R 関連授業の実施、宮城県グリーン製品の認定等を行うことで、事業者と県民に対して 3 R の理解促進を図った。効果指標とした事業者及び県民意識調査では、3 R の取組の定着が見られるとともに、宮城県グリーン製品認定数は近年横ばいではあるものの、総じて増加傾向にある。

（2）産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業

- ・ 産業廃棄物適正処理推進員（産廃 G メン）を保健所等に配置し、不法投棄の監視強化等を推進したほか、みやぎ産廃報告ネットの電子報告による定期報告書類作成の負担の軽減等を行うとともに、廃棄物処理ルール の講習会を開催するなど適正処理に向けた普及啓発を行った。効果指標とした県内の産業廃棄物の不法投棄数・量は、産廃税導入後、大幅に減少し、総じて低く推移している。

（単位：件、千円）

		令和2年度 決算額		令和3年度 決算額		令和4年度 決算額		令和5年度 決算額		令和6年度 当初予算額		計		割合 (%)
(1)産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業		26	326,111	23	307,737	20	283,013	22	234,481	18	264,102	109	1,415,444	67%
内 訳	事業者支援	5	181,967	6	209,731	6	215,276	6	158,862	6	221,998	29	987,833	47%
	試験研究	7	38,056	7	27,904	6	21,724	6	20,918	7	22,584	33	131,187	6%
	普及啓発・環境教育	13	105,839	10	70,102	8	46,013	10	54,701	5	19,520	46	296,176	14%
	その他	1	249	0	0	0	0	0	0	0	0	1	249	0%
(2)産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業		14	124,462	13	127,308	11	95,738	11	101,328	14	243,254	63	692,090	33%
合計		40	450,572	36	435,045	31	378,751	33	335,809	32	507,356	172	2,107,534	100%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 産廃税の今後の在り方

(1) 税の継続の必要性

- 令和3年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）では、令和12年度の計画終期に向けて、産業廃棄物の排出量、リサイクル率及び最終処分率について高い目標値を設定しており、産業廃棄物の3Rに関する施策の一層の推進が必要である。
- 税の負担者である事業者を対象とした調査では、「事業効果が感じられるため、本制度が役に立っている」との回答が多く、一定の評価が得られていると考えられた一方で、より幅広い事業者が活用しやすい事業の実施が求められていることが分かった。
- 不法投棄対策の取組によって、不法投棄の件数・量ともに減少傾向にあるものの、本県の豊かな自然を守るために、今後も不法投棄対策に継続的に取り組んでいく必要がある。
- 公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場を整備するため（整備期間：令和6年度から令和9年度までの予定）、事業主体に対し、産廃税等を財源として整備に要する経費への一部助成を開始しており、継続的な財源の確保が必要である。
- こうした中、持続可能な循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の3R、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として、産廃税を継続すべきものとする。

(2) 税の仕組の方向性

1) 課税方式

現行の課税方式により適切に申告納入や申告納付がなされ税制度自体が定着していることや、最終処分量の削減・減量化に対する政策効果、税負担の公平性の確保、東北6県同一方式となっていることを踏まえると、現行の仕組みを継続すべきものとする。

2) 税率

産廃税を導入している27道府県1政令市では、税率は産業廃棄物1トンにつき1,000円を基本としており、他自治体との均衡を考慮し、現行のとおり継続すべきものとする。

3) 課税期間

社会情勢の推移等を勘案して検討を行うため、5年間の時限措置とすることが適当である。

4) 税収

年額、約3億円台後半から4億円程度と見込まれる。

4 見直しのスケジュール（予定）

下記の手続きを経て、来年4月の条例施行を目指す。

令和6年 6月	政策・財政会議（「期間延長を検討すること」を決定）
令和6年 6月～8月	関係者への説明（関係団体、事業者、最終処分場設置者等）
令和6年 6月～7月	県議会常任委員会報告（総務企画委員会、環境福祉委員会）
令和6年 7月～9月	パブリックコメント実施
令和6年 8月	宮城県環境審議会へ諮問
令和6年11月	宮城県環境審議会において答申案決定（答申）
令和6年11月	11月定例県議会へ改正条例案を提出
令和7年 1月	総務大臣協議
令和7年 4月	条例施行